

PFI 事業における多段階 VFM 評価について

国土技術政策総合研究所 正会員 小路泰広

1. はじめに

PFI 事業における VFM (Value for Money) の評価とは、一般に特定事業選定 (PFI 事業で実施することの決定) の際に行われる評価を指す。しかし、VFM の本来の趣旨である「支出に対して得られる価値」という視点からすれば、特定事業選定時のみならず、より早期段階における幅広い事業形態を対象とした評価や、事業が進んだ段階での事後評価など、様々な段階での VFM 評価が必要と思われる。

そこで本稿では、PFI 事業における VFM 評価の現状と課題を整理したうえで、事業実施プロセスの主要な段階で VFM 評価を行う意義と方法について検討し、多段階 VFM 評価の考え方を整理する。

2. VFM 評価の現状と課題

PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン¹⁾では、PFI 事業のプロセスを次のように規定している。

ステップ1：事業の発案

ステップ2：実施方針の策定及び公表

ステップ3：特定事業の評価・選定、公表

ステップ4：民間事業者の募集、評価・選定、公表

ステップ5：協定等の締結等

ステップ6：事業の実施、監視等

ステップ7：事業の終了

これらのうち、ステップ3における特定事業の評価という手続きが、一般に VFM 評価と呼ばれているものであり、通常は、PFI で実施した場合の LCC (PFILCC) と公共部門が自ら実施した場合での LCC (PSC) の比較が行われる。

VFM に関するガイドライン²⁾では、VFM 評価を行う時点について、表-1のように規定している。この中で、民間事業者の選定時に行う VFM 評価とは、PSC について言及していることから、特定事業選定時と同様に、公共で実施した場合と PFI で実施した場合の LCC を比較し、その妥当性を確認するものであることが分かる。そのイメージを図-1に示す。

その他の段階における VFM 評価については管理者の判断に委ねられているが、どのような段階にどのような評価を行うべきかについてはほとんど議論されておらず、その考え方は明確になっていない。

現在、公共事業改革の一環として、早期段階における複数案を提示したうえでの住民との協議や、新規事業採択から再評価、事後評価に至る一貫した評価制度の導入などが実施されてきている。PFI 事業においても、VFM 評価が PFI 事業の適否を左右する重要な手続きであることに鑑み、より初期段階の幅広い評価から、事業終了後の評価までの一貫した評価システムを構築することが必要と思われる。

表-1 VFM 評価の実施時点と必要性

時 点	VFM 評価の必要性
特定事業選定時	必ず行わなければならない
民間事業者の選定時	選定しようとする民間事業者の事業計画について VFM があることを確認することが適当。その際、PSC は特定事業選定時のものを使用。
その他の段階	VFM の評価を行うか否かは、公共施設等の管理者の判断に委ねられる

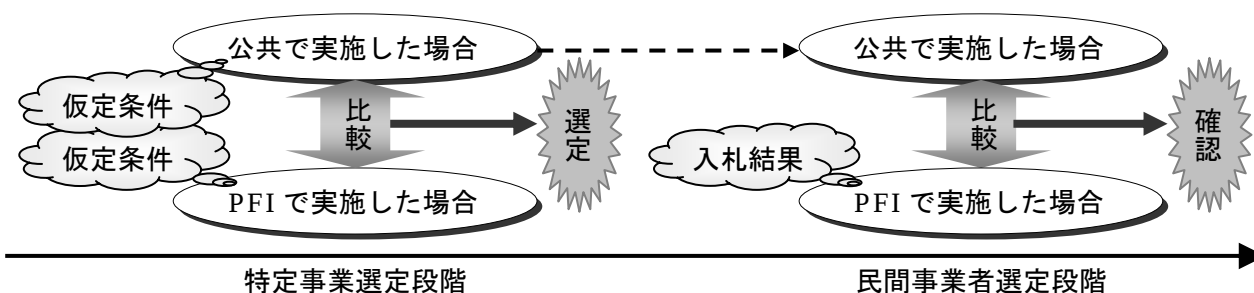


図-1 VFM ガイドラインによる VFM 評価のイメージ

キーワード：PFI、VFM 評価、多段階、事後評価

連絡先：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地 TEL:0298-64-0932 FAX:0298-64-3146 e-mail: shoji-y92pc@nilim.go.jp

3. 段階的意思決定と評価の役割

一般に公共事業では、事業採択時に事前評価が行われ、事業が実施に値することを確認した上で事業採択が行われる。その際、公共事業の内容には無数の選択肢が存在することから、維持管理段階まで含めた各段階での選択肢を選択して事業内容を想定し、それを前提に評価が行われる。図－2は、PFI 事業での実施を想定した意思決定ツリーの例である。

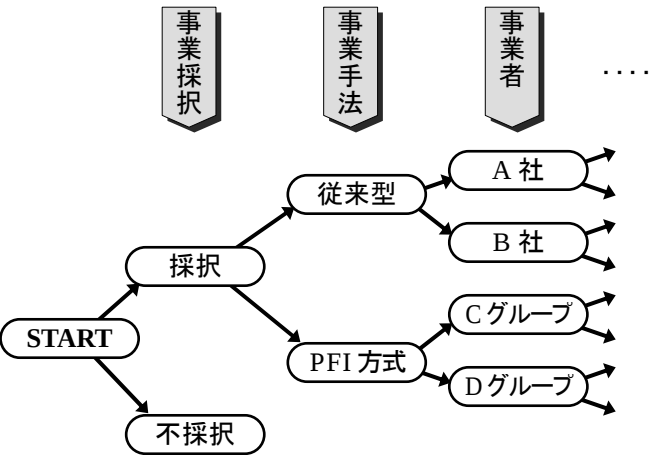
しかしながら、それら意思決定のための評価にあたっては、以下のような困難が伴う。

- 選択肢の数が膨大である一方、調査のための費用や時間には制約がある
- 将来の社会経済情勢等を十分な精度をもって予測することは困難である

したがって、事前評価には限界があり、意思決定時点で最適であると思われた選択肢が、時間が経過して事情が変わったり新たな情報が蓄積されていく中で、必ずしも最適でなくなることは必然的に起こりうる。このような事前評価の限界を補完することが、段階的評価の役割であると言える。

4. PFI 事業の段階的 VFM 評価

特定事業選定のための VFM 評価は、選定に先立って行われる事前評価と、選定後に行われる事後評価があるが、いずれも、事業の進捗や社会情勢の変化に伴って入手可能な情報が変化するのに対応して、随時実施されるべきものである。しかし実際には、



図－2 意思決定ツリーの例

評価自体にも費用がかかるため、あまりにも頻繁な評価は現実的ではなく、主要な段階毎に評価を行うことになる。そこで、PFI 事業実施プロセスの段階毎に、特定事業選定のための VFM 評価としてどのようなものが考えられるかを検討した結果を表－2に示す。

5. おわりに

本稿では、PFI 事業の VFM を事業プロセスの段階毎に評価する多段階 VFM 評価の考え方を提示した。今後はより具体的な評価システムの構築が課題である。

わが国の PFI は始まったばかりであり、リスクにも不明な点が多いことから、こうした評価システムの充実を通じて知見を蓄積していくことが重要である。

参考資料

- 1) 内閣府：PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン
- 2) 同上：VFM（Value for Money）に関するガイドライン

表－2 PFI 事業のプロセスの段階毎の VFM 評価

ステップ	段 階	VFM 評価の内容	補足・留意点
1	事業の発案	事業の特徴や地域の状況等を考慮し、民間事業者に創意工夫の余地があるかどうかを判断。	事業内容が固まっていないので、事業形態や、民間が実施することによる効率化の可能性を幅広く想定。
2	実施方針の策定及び公表	PFIによってVFMが向上する原因となるコスト削減要因やリスク管理能力について定性的に評価	事業形態や適切なリスク分担を設定したうえで、コスト削減、サービス向上の可能性を検討。
3	特定事業の評価・選定、公表	従来型とPFIでのLCCを比較	多くの場合、サービス水準を同等と仮定するが、適切か？
4	民間事業者の募集、評価・選定	民間事業者の入札結果を踏まえ、財政支出額等の差し替えを行い、VFMを確認。PSCは特定事業選定時のものを使用。	PSCは従来方式での落札率による補正は必要ないか？リスク分担が変化すればPSCの見直しも必要では？
5	協定等の締結等	最終的な契約に基づくリスク分担や支払額等を反映させてVFM評価を改訂	
6	事業の実施、監視等	サービスの提供開始後、早期供用効果やサービス水準等を計測し、VFM評価を改訂	サービス提供開始の何年後に実施するか？供用時期やサービス水準の差をどのように評価するか？
7	事業の終了	全契約期間にわたって提供されたサービスの質や支払額等を総合的に評価し、VFMを最終評価	